

合併後の税負担

広報十月号でお知らせしました地方税の取り扱いについては、前回の協議会から継続して協議を行ってきましたが、原案のとおり承認されました。

合併後の笠松町の税負担は次のようになります。

税目		現行	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
市民税	個人 均等割	2,000円/年	2,000円/年	2,500円/年		3,000円/年			
	個人 所得割	3%~10%	現行どおり						
	法人 均等割	50,000円~3,000,000円	現行どおり						
	法人 法人税割	12.3%	現行どおり						
固定資産税		1.4%	現行どおり						
都市計画税		制度なし	課税を免除						0.3% ¹
軽自動車税		1,000円~7,200円	現行どおり						
事業所税		制度なし	課税を免除		600円/㎡・0.25%			2	

- 市街化区域内にある土地・家屋の価格(課税標準額)に0.3%の税率で課税されます。
- 事業所床面積の合計が1,000㎡を超える場合は1㎡につき600円、従業員数が100人を超える場合については従業員給与総額に対して0.25%の税率で課税されます。

合併後の地域づくりを考える懇話会開催

町では、合併後のこの地域が、暮らしやすい、魅力ある地域とするために、笠松町合併後の地域づくりを考える住民懇話会を八月に設立し、意見や提言を聞いています。

今までに「下水道受益者負担金」、「乳幼児医療費助成」、「町名・字名」などについての懇談を行いました。

この懇談の中で主な意見は次のようなものがありました。

下水道受益者負担金について

- 受益者負担金を徴収することになったら、理解の得られる金額を設定していただきたい。
- 岐阜市との合併を進める以上、既に整備済みの地域の住民も受益者負担金を負担するべきである。

- 笠松町と他の市町との行政界の地域は、合併によって羽島市や柳津町などの負担金の金額で賦課されることはありうるのか。
- 整備した後になって「負担金を払って欲しい」と言っても詐欺にあつたという意見がでるかもしれないが、同じ町内で合併の前と後で、大きく負担が変わるのは不公平感が残るので、折り

合いのつく数字で負担をお願いするしかない。

乳幼児医療費助成について

- 医療費の問題だけではなく保育料など児童福祉全体で協議するべきである。

- 乳幼児医療費助成について、笠松町のスタイルを新しい岐阜市に対してアピールし、全国に発信する一つの大きな目玉としてほしい。

- これからのまちを背負う子供たちに投資して、児童福祉でまちづくりを行う施策を行ったら良い。

- 医療費無料を実施したことから町の財政が悪化してきたのではないが、財政を圧迫しないことも考えなくてはいいけない。

町名・字名について

- 地名の冠に「笠松」をつけてほしい。
- 地域性や方向を分かりやすくするため、「笠松町」の名前を残したほうが良い。
- 笠松地区は「笠松町 町」と「町」が2回続くので、「笠松」だけでとめたほうが語呂がよくスマートである。

10月号記事の訂正

10月号の記事中3ページ「合併後の主な地方税の調整案」の表中に誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

- | | | |
|-------|-----|--------|
| (誤)個人 | 所得割 | 3%~12% |
| (正)個人 | 所得割 | 3%~10% |

合併協議会で使用された資料や会議録は、役場1階の行政情報資料コーナーに設置してありますのでご覧ください。

また、インターネットでも見るができます。

<http://www.city.gifu.gifu.jp/g-gappei/>